

# お知らせ版



4 2015 / 15

No. 265

棚倉町役場  
企画情報課

☎33-2112

## 固定資産税 口座振替による全期前納について

- 固定資産税 年税額の全部を、第1期納期限（6月1日）までに納付した場合に報奨金を交付しています。報奨金の額は、第2期の納付額に0.09を乗じた額です。（100円未満の端数は切り捨てとなり、報奨金が1,000円未満である場合には交付されません。また、交付限度額は20,000円です。）
- 前納報奨金の交付は、年税額から前納報奨金を差し引いた「差引納付の方法」によって交付します。

### ▶計算例

第1期納付額	19,300円（納期限6月1日）
第2期納付額	19,000円（納期限7月31日）
第3期納付額	19,000円（納期限9月30日）
第4期納付額	19,000円（納期限11月30日）

固定資産税年額 76,300円

を口座振替により6月1日に全額納付する場合

第2期の金額19,000円に0.09を乗じた額1,710円（100円未満切り捨て）が報奨金です。固定資産税の年額76,300円から報奨金1,710円を差し引いた74,590円が口座から引き落とすとなります。

報 奨 金 19,000円（第2期納付額）×0.09=1,710円 ≒ 1,700円（100円未満切り捨て）

口 座 振 替 額 76,300円（固定資産税年額）－1,700円（報奨金）＝74,600円

### ▶手続きの期限

口座振替により固定資産税を納付される方で、全期前納を希望される方は5月18日(月)までに役場税務課で手続きをしてください。（昨年も全期前納にされた方は、毎年自動的に全期前納となります。変更がなければ連絡の必要はありません。）

## 納税は確実に便利な口座振替で！

町では、口座振替による納税をお勧めしています。納め忘れや、納期ごとに金融機関へ出向くことが省ける便利な制度です。

◎便利です…納期ごとに金融機関へお出かけになる必要がありません。

◎安全です…現金を持ち歩く必要がありませんので、紛失などの心配がありません。

◎安心です…納期をすっかり忘れても、自動的に振替納税されます。

▶申込場所 税務課、町内各金融機関、町内各郵便局、JA東西しらかわ棚倉支店

▶持参物 印鑑（通帳印）、預金通帳

## 軽自動車税の減免申請について

体の不自由な方が所有する軽自動車の税金は、申請をすることにより軽自動車税が減免される制度があります。

▶申請期限 5月29日(金)まで

▶対象者 身体障がい・戦傷病・精神障がい・知的障がいの方、またはこの方々と生計を同じくする同居の家族で通院、通所、通学、通勤のため運転する方

〔障がいの程度により、減免を受けられない場合があります。〕

※持参物等はお問い合わせください。

▶お問い合わせ 税務課 課税徴収係 ☎33-2118

## 棚倉町特定不妊治療費助成事業が始まりました

町では、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦（男性不妊治療も含む）の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

### ▶対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①特定不妊治療指定医療機関において、不妊治療を受けた方
- ②法律上の夫婦で、両者または一方が町内に住所を有する方
- ③夫婦合算の前年（1～5月の申請については前々年）の所得額が730万円未満の方
- ④夫婦に町税等の滞納がない方

### ▶助成の内容

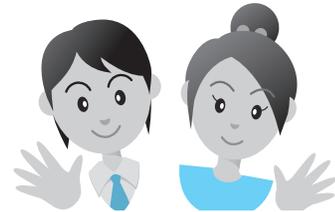
- 妻に対し、1回の治療内容により150,000円または75,000円までを上限に助成します。（39歳までは通算6回まで、43歳までは通算3回まで）
- 夫に対しては1回の治療につき、100,000円を上限に助成します。（妻の助成上限回数範囲内）

### ▶申請方法

- 治療終了日の属する年度末（3月31日）までに申請してください。
- 申請に必要な書類については、担当係へご確認ください。

### ▶その他

- 福島県においても特定不妊治療費助成事業を行っています。詳しくは、県児童家庭課ホームページをご覧ください。☎0248-22-5647までお問い合わせください。
- 町では、福島県の助成事業を優先して適用します。町特定不妊治療の助成対象経費は、県の助成額（給付額）を控除した額とし、助成対象経費に満たない場合は、残額のみ支給となります。



## 風しん予防接種等助成事業のお知らせ

風しんは、妊娠初期の妊婦がかかると、目、耳、心臓などに障がいをもつ「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。町では、平成27年度も引き続き、赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するため、免疫の不十分な方に対する予防接種等費用の助成をします。

### ▶対象者

棚倉町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 妊娠を希望または予定している女性
- 妊娠を希望または予定している女性の夫（婚姻関係は問いません。）
- 妊娠している女性の夫（婚姻関係は問いません。）

※明らかに風しんにかかったことのある方、妊婦または妊娠している可能性のある方等は対象外となりますので、ご注意ください。

### ▶対象期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

## 産後・生後1ヶ月の健康診査費用を助成します

町では、平成27年4月から、産婦の産後1ヶ月健康診査及びお子さんの生後1ヶ月児健康診査にかかる費用の助成を開始しました。

### 産後1ヶ月健康診査（産婦）

- ▶助成内容 健診の受診費用（上限5,050円）
- ▶手続方法 交付された受診票を医療機関に提出することで助成が受けられます。

### 生後1ヶ月児健康診査（お子さん）

- ▶助成内容 健診の受診費用（上限5,000円）
- ▶手続方法 医療機関に健診費用を支払った後、保健福祉センターにて申請ください。後日、口座へ還付いたします。

### ▶申請時必要書類等

- ・助成申請書（対象者に配布します）
- ・1カ月児健康診査の領収書
- ・母子健康手帳内の1ヶ月児健診の記録
- ・印鑑
- ・通帳

# 狂犬病予防定期集合注射のお知らせ

狂犬病予防法により、生後3か月(91日)以上の犬は、生涯1度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。室内犬・室外犬を問わず、全ての犬が対象です。

平成27年度の狂犬病予防定期集合注射は下記の日程で実施します。当日は犬の健康管理のため獣医師による問診が行われますので、通知書に同封された問診票を必ず持参してください。(新規登録の場合は会場に準備してあります。)

なお、動物病院等で実施した場合は、最寄りの会場または住民課消防環境係の窓口で「狂犬病予防注射証明書」を持参し、注射済票の交付を受けてください。(手数料550円) また、犬が死亡または失踪した場合や、飼い主や住所の変更があった場合等は届出が必要です。犬の鑑札を持参して住民課消防環境係の窓口で手続きをしてください。

## ▶料金

### ●今回登録する場合

1頭につき	6,200円
(内訳) 登録料	3,000円
予防注射料	2,650円
注射済票交付手数料	550円

### ●すでに登録している場合

1頭につき	3,200円
(内訳) 登録料	0円
予防注射料	2,650円
注射済票交付手数料	550円

※つり銭のないように準備してください。

## 《平成27年度狂犬病予防定期集合注射日程表》

月日	時間	場所
5月13日(水)	AM 8:50 ~ 9:00	富岡多目的集会施設
	9:05 ~ 9:15	山際集会所
	9:20 ~ 9:35	強梨生活改善センター
	9:45 ~ 9:50	漆草緑川行雄氏宅前
	10:00 ~ 10:05	高内鈴木初代氏宅前
	10:15 ~ 10:25	スズキ木材材木置場入口
	10:30 ~ 10:35	戸中多目的集会施設
	10:45 ~ 10:55	大梅多目的集会施設
	11:00 ~ 11:10	曲屋近藤欣也氏宅前
	11:20 ~ 11:25	福岡集会所
	11:35 ~ 11:50	日向前ニュータウン公園前
	PM 1:10 ~ 1:35	14区コミュニティセンター
	1:40 ~ 1:55	図書館駐車場
	2:00 ~ 2:20	役場北側駐車場
2:25 ~ 2:40	馬場集会所前	
2:50 ~ 2:55	小爪・祝部内多目的集会施設	
3:05 ~ 3:10	瀬ヶ野屯所前	
3:15 ~ 3:20	棚倉ステーキス入口	
5月14日(木)	AM 8:50 ~ 9:20	社川コミュニティセンター
	9:30 ~ 10:00	堤集会所
	10:10 ~ 10:20	一色集会所
	10:25 ~ 10:35	太夫内ゴミ収集所前
	10:45 ~ 11:10	玉野屯所裏
	11:20 ~ 11:30	福井集会所前
	11:40 ~ 11:50	上台集会所前
	PM 1:10 ~ 1:25	関口 石安米肥倉庫前
	1:30 ~ 2:00	総合体育館南側
	2:10 ~ 2:20	仁公儀田中忠一氏宅前
	2:30 ~ 2:50	花園集会所
	3:00 ~ 3:05	天王内集会所
	3:10 ~ 3:20	金沢内集会所
	3:25 ~ 3:30	小菅生須藤茂明氏宅前

月日	時間	場所
5月15日(金)	AM 8:45 ~ 9:00	寺山集会所前(旧公民館近津分館)
	9:10 ~ 9:20	高渡多目的生活共同施設前
	9:30 ~ 9:45	八槻2, 3区多目的集会施設
	9:55 ~ 10:10	八槻4区多目的集会施設
	10:15 ~ 10:25	八槻5区多目的集会施設
	10:35 ~ 10:50	双ノ平集会所前
	11:05 ~ 11:30	岡田生活改善センター
	11:35 ~ 11:50	山田多目的集会施設
	PM 1:10 ~ 1:20	城跡南側駐車場
	1:30 ~ 1:40	上流集会所
	1:45 ~ 1:55	下流集会所
	2:05 ~ 2:20	下山本多目的集会施設
	2:25 ~ 2:35	中山本(下)集会所
	2:45 ~ 2:50	山口バス停前
2:55 ~ 3:00	大内釣堀入口	
3:10 ~ 3:15	居伝金旗立て場前	
3:20 ~ 3:25	平塩伊下泰美氏宅前	
3:35 ~ 3:45	下手沢多目的集会所	
5月17日(日)	AM 9:00 ~ 9:20	14区コミュニティセンター(再)
	9:30 ~ 9:50	社川コミュニティセンター(再)
	10:00 ~ 10:20	総合体育館南側(再)
	10:30 ~ 10:50	城跡南側駐車場(再)
	11:00 ~ 11:20	役場北側駐車場(再)
	11:35 ~ 11:50	八槻2, 3区多目的集会施設(再)
	PM 1:10 ~ 1:30	祖父岡集会所前
	1:40 ~ 2:10	修明高校グラウンド入口

○最寄りの会場で注射できない場合は、いずれの会場でも注射できます。

○時間は前後する場合がありますので、ご了承ください。

▶お問い合わせ 住民課 消防環境係 ☎33-2116

## 水曜8時だヨ！家族全員集合！

町内の幼稚園、小・中学校では、水曜日の午後8時から「水曜8時だヨ！家族全員集合！」と題して、「ノーメディアデー」「家族団らん」を推進しています。

スマホやゲーム、インターネットといったメディアの長時間使用は、学習環境に悪影響を及ぼします。水曜日は目安ですので、各家庭で実施しやすい日に、メディアを止め、家族団らんの時間を設けましょう。

- ▶主催 棚倉町立小中学校長会・幼稚園長会
- ▶共催 棚倉町・町教育委員会・町立学校PTA連絡協議会
- ▶お問い合わせ 各幼稚園・小中学校

## 民生委員・児童委員「広げよう地域に根ざした思いやり」

民生児童委員は、地域住民の皆さんの相談役として活動しております。毎年、5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を活動強化週間と定め、地区の民生児童委員がさらに強化した訪問活動を実施します。困りごとや心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

- ▶お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎33-2623

## 5月の心配ごと相談のご案内

	民生委員	弁護士(要予約)
開催日	11日(月)	21日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

## 町内放射線測定値を報告します

総合体育館	赤館公園	14区コミュニティセンター
3/31   0.14/0.18	3/31   0.14/0.15	3/31   0.14/0.24
花園集会所	中豊駅前	金沢内野球場
3/31   0.12/0.14	3/31   0.13/0.12	3/31   0.17/0.22
板橋集会所	一色集会所	堤集会所
3/31   0.12/0.14	3/31   0.19/0.37	3/31   0.10/0.16
小菅生集会所	富岡・三森線 瀬ヶ野入口	小爪・祝部内集会所
3/31   0.18/0.23	3/31   0.18/0.15	3/31   0.16/0.18
山際集会所	下大梅集会所	漆草集会所
3/31   0.16/0.19	3/31   0.13/0.14	3/31   0.14/0.18
八槻第4集会所	中山本集会所	山本不動尊駐車場
3/31   0.12/0.17	3/31   0.11/0.13	3/31   0.16/0.25
双ノ平屯所	下流集会所	山田集会所
3/31   0.10/0.10	3/31   0.11/0.12	3/31   0.10/0.13

○左：地上1m/右：地上10cmでの測定値(単位：μSv/h)

- ▶お問い合わせ 住民課 ☎33-2116

## 凍霜害に注意してください

4月1日から5月31日までの期間、霜による農業災害防止のため、役場に対策本部を設置しました。農家の皆さんはこれからの気象情報に注意を払い、作業を進めてください。

なお、霜注意報については、午後4時、6時10分の2回、防災行政無線にて放送します。

- ▶お問い合わせ

商工農林課 農林係 ☎33-2113



## 久慈川上流圏域河川整備計画案の縦覧について

久慈川上流圏域河川整備計画を策定するため、計画案を縦覧します。

- ▶縦覧期間 4月20日(月)～5月8日(金)  
午前8時30分～午後5時(平日のみ)
- ▶縦覧場所 県南建設事務所河川砂防課(白河合同庁舎)、棚倉町役場 建設課
- ▶お問い合わせ 県南建設事務所河川砂防課  
☎0248-23-1625

## 地域活性化推進事業補助制度のご案内

次の事業について、調査、研究、事業の実施を行う団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- 商工業や農林業など地場産業の振興、特産物の開発、観光の振興
- 芸術・文化活動、イベント、伝統行事の保存継承や新しい事業づくり
- 町、地域の活性化を進める事業

### ▶補助対象事業

事業費が10万円以上で、国、県、町、団体等から補助金を受けていない事業

### ▶補助率

補助対象経費の2分の1以内  
補助金の予算額(枠)190,000円

### ▶申請期限 5月15日(金)

### ▶お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 棚倉町活性化協会  
(企画情報課内) ☎33-2112

